

令和 2 年 5 月 29 日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録

秩父広域市町村圏組合議会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会会議録目次

| | |
|-----------------------|----|
| 招集告示 | 1 |
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 説明のための出席者 | 4 |
| 職務のため出席した事務職員 | 5 |
| 開会・開議 | 6 |
| 議事日程について | 6 |
| 議席の指定 | 6 |
| 議長の選挙 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 8 |
| 会期の決定 | 8 |
| 諸報告 | 8 |
| 管理者提出議案の報告 | 8 |
| 管理者の挨拶 | 8 |
| 議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 10 |
| 議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 13 |
| 議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 15 |
| 議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 18 |
| 議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 23 |
| 閉会 | 26 |

秩広組告示第31号

令和2年秩父広域市町村圏組合議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和2年5月22日

秩父広域市町村圏組合
管理者 久喜邦康

1. 期 日 令和2年5月29日（金）午前10時
2. 場 所 秩父クリーンセンター3階大会議室
3. 付議議案
 - (1) 議案第9号 専決処分について
 - (2) 議案第10号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
 - (3) 議案第11号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
 - (4) 議案第12号 工事請負契約の締結について
 - (5) 議案第13号 訴えの提起について

令和2年5月29日

秩父広域市町村圏組合議会臨時会

秩父広域市町村圏組合議会臨時会議事日程

令和2年5月29日午前10時開会

- 第 1 議席の指定
- 第 2 議長の選挙
- 第 3 会議録署名議員の指名
- 第 4 会期の決定
- 第 5 諸報告
- 第 6 管理者提出議案の報告
- 第 7 議案第 9号 専決処分について
- 第 8 議案第10号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を
改正する条例
- 第 9 議案第11号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）
- 第10 議案第12号 工事請負契約の締結について
- 第11 議案第13号 訴えの提起について

(開会 午前9時59分)

出席議員 (16名)

| | | | | | |
|-----|------|----|-----|------|----|
| 1番 | 上林富夫 | 議員 | 2番 | 山中進 | 議員 |
| 3番 | 黒澤秀之 | 議員 | 4番 | 高野宏 | 議員 |
| 5番 | 大久保進 | 議員 | 6番 | 松澤一雄 | 議員 |
| 7番 | 小櫃市郎 | 議員 | 8番 | 浅海忠 | 議員 |
| 9番 | 黒澤克久 | 議員 | 10番 | 浅見裕彦 | 議員 |
| 11番 | 林豊 | 議員 | 12番 | 四方田実 | 議員 |
| 13番 | 新井利朗 | 議員 | 14番 | 染野光谷 | 議員 |
| 15番 | 高橋耕也 | 議員 | 16番 | 出浦正夫 | 議員 |

欠席議員 (なし)

説明のための出席者

| | |
|-------|---|
| 久喜邦康 | 管理者 |
| 富田能成 | 副管理者 |
| 石木戸道也 | 理事 |
| 大澤夕キ江 | 理事 |
| 森真太郎 | 理事 |
| 富田豊彦 | 事務局長 |
| 北堀芳明 | 会計 管理者 |
| 町田進 | 消防長 |
| 柴岡康夫 | 水道局長 |
| 柳井戸直樹 | 事務局 局長兼 管理課長 |
| 野澤好博 | 専門員兼 業務課長 兼秩父 クリーン センター 所長 |
| 小茂田浩 | 消防本部 次長兼 危機防 災監兼 消防署長 |

| | | | | |
|---|---|---|---|------------------------|
| 黒 | 沢 | 敬 | 三 | 専門員兼 総務課長 |
| 千 | 島 | 史 | 久 | 専門員兼 警防課長 |
| 中 | 村 | | 智 | 水道局長兼 水道事務所 次長 |
| 古 | 屋 | 敷 | 光 | 水道局長兼 水道経営企 業課長 |
| 新 | 井 | 伴 | 明 | 水道局長兼 浄水課長 |
| 原 | 島 | | 健 | 秩父衛生一 環境衛生セ ンター長 |
| 新 | 井 | | 守 | 予防課長 |

職務のため出席した事務職員

| | | | | |
|---|---|---|---|-----|
| 千 | 嶋 | | 浩 | 書記長 |
| 横 | 田 | 真 | 一 | 書記 |

午前9時59分 開会

○開会・開議

副議長（黒澤秀之議員） 副議長の黒澤秀之でございます。このたび宮原睦夫議員の任期満了により、現在議長が欠員となっておりますので、地方自治法第106条の規定により議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年5月秩父広域市町村圏組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

○議事日程について

副議長（黒澤秀之議員） 議事日程は、お手元にお配りしておりますので、ご了承願います。

○議席の指定

副議長（黒澤秀之議員） まず、議席の指定を行います。

今回組合議会議員の任期満了に伴い、新たに組合議会議員になりました林豊議員、四方田実議員の議席は、会議規則第3条第2項の規定により議長において指名をいたします。

議席番号と氏名を書記に朗読いたさせます。

（横田真一書記登壇）

横田真一書記 朗読いたします。

11番 林 豊 議員 12番 四方田 実 議員

以上です。

副議長（黒澤秀之議員） ただいま朗読いたしましたとおり議席を指定いたします。

○議長の選挙

副議長（黒澤秀之議員） これより議長選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

副議長（黒澤秀之議員） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることと決しました。

お諮りいたします。被選挙人の指名については、浅海忠議員において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長(黒澤秀之議員) ご異議なしと認めます。

よって、浅海忠議員において指名することに決しました。

それでは、8番、浅海忠議員、お願いをいたします。

8番(浅海 忠議員) 8番、浅海でございます。ただいまご指名いただきまして、議長につきましては、皆野町議会選出の四方田実議員を推薦いたします。議員各位のご賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

副議長(黒澤秀之議員) ただいま浅海忠議員において指名されました四方田実議員を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

副議長(黒澤秀之議員) ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いただきました四方田実議員が議長に当選されました。

当選された四方田実議員が議場におりますので、本席から会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

12番、四方田実議員、登壇してご挨拶をお願いいたします。

(12番 四方田 実議員登壇)

12番(四方田 実議員) ただいま満場一致での推薦にご賛同いただきまして、大変ありがとうございます。現在は新型コロナウイルス、水道料金問題、また今年の台風による災害の復旧と諸課題が山積しております現在でございます。市民、町民の皆様方の負託に応えるべく、公平公正な議会運営を心がけようという所存でございます。皆様方のご支援とご協力を切にお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。(拍手)

副議長(黒澤秀之議員) 皆様には議事進行にご協力をいただき、ありがとうございました。

それでは、四方田議長、議長席にご着席をお願いをいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時04分

再開 午前10時05分

(副議長、議長と交代)

議長(四方田 実議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○会議録署名議員の指名

議長（四方田 実議員） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において指名いたします。

1 1 番 林 豊 議員

1 3 番 新 井 利 朗 議員

1 4 番 染 野 光 谷 議員

以上の3名の方をお願いいたします。

○会期の決定

議長（四方田 実議員） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

○諸報告

議長（四方田 実議員） 次に、諸報告を行います。

まず、常任委員会委員の指名についてご報告いたします。

皆野町から新たに選出された2名の議員については、委員会条例第5条第2項の規定により、議会閉会中に議長において、林豊議員を総務常任委員会委員に、四方田実議員を厚生衛生常任委員会委員に選任したので、ご報告いたします。

次に、管理者より令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告がありましたので、お手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

○管理者提出議案の報告

議長（四方田 実議員） 次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告いたします。

議案については、お手元に配付しておきましたからご了承願います。

○管理者の挨拶

議長（四方田 実議員） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
管理者。

（久喜邦康管理者登壇）

久喜邦康管理者 広域議員の皆様、こんにちは。議長のお許しをいただきましたので、一言管理者としてご挨拶を申し上げます。

さて、本日ここに秩父広域市町村圏組合臨時会を招集をいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私共々大変お忙しい中をご出席を賜り誠にありがとうございます。また、平素から本組合の事務事業の推進に当たり、ご尽力を賜っていることに対しましても、心から御礼を申し上げる次第です。

このたび皆野町議会議員の任期満了に伴い、林豊議員並びに四方田実議員が組合議会議員になりました。お二人には、組合行政の推進に当たりご指導いただくよう、心からお願いを申し上げます。

また、四方田実議員におかれましては、ただいまの議長選挙におきまして議長に選出されました。今後の組合議会の円滑な運営のためにご活躍いただきますことを心から深く敬意を表す次第でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、ご案内のとおり4月7日に緊急事態宣言が発令されて以降、感染予防のため不要不急の外出、特に密閉空間、密集場所、密接場面のいわゆる3密がそろう場所への参加の自粛等、住民の皆様にご不便をおかけするところにご理解、ご協力をいただいております。改めて御礼と感謝を申し上げます。これら一人一人のご協力によりまして、メディア等で報道されておりますように全国的に感染者数の減少が見られ、今月25日に埼玉県を含む首都圏の1都3県と北海道の緊急事態宣言の解除により、全都道府県に出されていた緊急事態宣言が解除されたところでございます。緊急事態宣言が解除されてもワクチンが開発されるまでは、いつまた感染者が増大するか分かりません。秩父広域圏内での感染者数は、秩父市の2名のみとなっております。本圏域から今後も感染者を出さないよう、地域住民への啓発や支援を引き続き進めてまいりたいと存じます。当組合で行っているごみ収集、処理をはじめ、火葬場、消防、救急、救助、水道事業は、緊急事態宣言時においても事業の継続が求められるものとされました。本組合が行う業務は、住民生活に直結しており、秩父地域の安心、安全のため休むことができないものでございます。今後とも、この度の感染症に限らず、緊急時にも継続して事業が進められるよう万全を期してまいりたいと思っております。これに関連いたしまして水道事業統合後の大きな事業として、水道料金統一に向け動き出したところでございますが、去る5月15日の組合理事会において、新型コロナウイルスの影響による経済状況を勘案いたしまして、住民の皆様のご負担を抑える施策として、組合全体の料金改定については統一いたしますが、横瀬町、小鹿野町では、先送りする方向で意見が一致したところでございます。今後検討を進めたいと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

それでは、本日執行部でご提案いたします議案の概要について説明をさせていただきます。本日臨時会でご審議いただきます議案は5件でございます。

まず、議案第9号 専決処分については、令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）を3月31日付で専決処分いたしましたので、議会の承認を得たいものでございます。

次に、議案第10号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例につきましては、勤務時間及び休息时间について、職員の勤務実態に合わせるとともに、夏季休暇について所要の改正をしたいものでございます。

次に、議案第11号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましては、消防デジタル無線施設整備事業の入札談合に係る損害賠償請求の訴えの提起をするに当たり、裁判申立て等の経費について予算計上したいものでございます。

次に、議案第12号 工事請負契約の締結につきましては、消防防災拠点施設整備事業の入札結果に基づき、議会の議決を経て落札業者と工事請負契約を締結したいため提案するものでございます。

次に、議案第13号 訴えの提起につきましては、議案第11号でも説明いたしましたが、消防救急デジタル無線施設整備事業の入札談合に係る損害賠償の民事訴訟を起こすために提案するものでございます。

以上、議案の概要について申し上げましたが、詳細につきましては担当のほうから順次説明をさせていただきますので、ご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、市、町の6月議会を控えて何かと多忙な時期ではございますが、議員各位におかれましては十分に健康にはご留意され、ご活躍されますようご祈念申し上げ、管理者からの挨拶とさせていただきます。では、議会よろしくお願いたします。

○議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） これより議案審議に入ります。

議案第9号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 それでは、議案第9号、専決処分、令和元年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第3回）につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書、お手元に配付させていただきました補正予算書1ページをお開きいただければと思います。本補正予算は、歳入歳出予算の補正として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出203万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億7,442万8,000円とするとともに、繰越明許費を設定するものでございます。

初めに、歳入歳出補正の内容を事項別明細書でご説明いたします。10ページ、11ページをお開きいただければと思います。まず、歳入でございますけれども、第3款国庫支出金が203万6,000円の

増額となります。これは廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金でございますが、台風19号で被災した秩父環境衛生センターの法面、それから放流配管復旧工事に対しまして交付金を受けたもので、補助対象経費の10分の8の額となっております。

次に、12ページ、13ページをお開きください。歳出でございます。第4款衛生費は、歳入補正の国庫支出金に伴う歳出補正となりまして、第3目環境衛生センター費の財源補正をするものでございます。

第8款予備費は、今申し上げました歳入補正と歳出補正に伴い生じる差額203万6,000円を予備費に増額する歳出補正とするものでございます。

次に、繰越明許費の補正になります。戻りまして4ページ、5ページをお開きいただきたいと思っております。秩父環境衛生センターで施工いたしました計量器用パソコン機器等更新工事に係る繰越明許費を設定するものでございます。新型コロナウイルスの影響によりまして資材の納入が遅れたことによりまして工期内の完了ができなくなりましたので、繰越明許費を設定し、工期を5月31日まで延長したものでございます。

なお、本補正予算書は3月31日に専決処分をさせていただいております。

以上で議案第9号の説明を終了いたします。よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。議案第9号につきまして質問させていただきます。

まず、この今回の衛生費国庫補助金ですけれども、昨年の台風19号被害における災害復旧補助金ということで、国庫支出金というか補助金を頂くことになったと思うのですけれども、この用途は最終処分場の法面ということなのですけれども、それ以外に被災した箇所についてはどうなのか。今回補正を組んで災害復旧の補助金ということでもらって、法面、水道事業以外ですね、水道事業のほうはかなり被害を受けているということで、それ以外の部分はもうこれで完了するということがいいのかどうか。

それから、先ほど10分の8ということで補助金を頂けるということなのですけれども、水道事業以外ですね、水道事業は非常に多額になって、まださらに進んでいないところもあると思っておりますので、それ以外の部分について広域のほうの復旧費としての持ち出しが総額幾らになるのか。

3番目が、水道事業以外の災害復旧というのは、今回の件で完了したということでよろしいのかどうかをお伺いさせていただきます。

以上です。

議長（四方田 実議員） 環境衛生センター所長。

(原島 健秩父環境衛生センター所長登壇)

原島 健秩父環境衛生センター所長 それでは、3番、黒澤秀之議員のご質問にお答えいたします。

秩父環境衛生センターの復旧工事以外で、衛生費国庫補助金の対象となる事業はございませんでした。秩父クリーンセンターの北側の法面で土砂崩落が発生しておりますが、こちらについては補助対象外でございました。

それから、復旧費の持ち出しでございますが、秩父環境衛生センターの復旧工事にかかった費用が343万2,000円、秩父クリーンセンターの復旧工事にかかった費用が75万3,787円で、合計が418万5,787円でございます。このうち補助金交付額が203万6,000円でございますので、組合からの持ち出しは214万9,787円でございます。

それから、水道事業以外の災害復旧につきましては、以上の2件で完了いたしております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

次に、10番、浅見裕彦議員、お願いします。

10番（浅見裕彦議員） 10番、浅見です。今黒澤議員のほうからも質問がありました、この最終処分場の法面工事ですが、昨年の第2回ですか、補正予算の中で、当初に対して、1,100万円に対して756万8,000円の減額ということで、実質343万2,000円ということでありましたが、今説明がありました、それにほかの工事を加えて四百五十何万円に対してということであります。この343万円については、この前の法面の復旧工事ということで95万7,000円、これが1月14日に終わって、法面配管復旧工事は、これ5メートルでこういうことやって、工事費が安くなって247万5,000円ということで、この前の説明があったというように思います。それで今回のこの激甚災害ということで、国は9割というのを多く出したと思うのですが、8割、今の説明によると8割ということなので、ちょっと私、全体に計算したときには、343万円に対して203万円だから6割かなと思ったのですが、今は対象が変わったので8割ということでありました。これの経緯について、その補助率の関係、もうちょっと詳しく説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（四方田 実議員） 環境衛生センター所長。

（原島 健秩父環境衛生センター所長登壇）

原島 健秩父環境衛生センター所長 それでは、10番、浅見裕彦議員のご質問にお答えいたします。

本補助金の補助率につきましては、当初通常の廃棄物処理施設災害復旧事業に係る補助率、こちらが2分の1とされておりました。これが令和2年1月30日付で 廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金交付要綱、こちらが一部改正となりまして、このうちの第4条のうち、令和元年度の台風15号及び台風19号による災害によって被害を受けた施設にあっては、補助率が10分の8となった経緯がございます。秩父環境衛生センターの災害復旧工事は、この補助率の10分の8が適用されまして、工事費343万2,000円のうち補助対象事業費が254万5,000円、こちらに対して203万6,000円の交付を受けたものでございます。

なお、東日本大震災に係る廃棄物処理施設災害復旧費補助金は、最大で補助率が10分の9となっております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（四方田 実議員） 総員起立であります。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

○議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） 次に、議案第10号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 議案第10号 秩父広域市町村圏組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

議案第10号参考資料の条例の新旧対照表、こちらのほうを御覧いただければと思います。本条例につきましても、勤務の実態に合わせまして、第2条で規定する1週間の勤務時間及び第3条で規定する割り振る勤務時間を明確にする改正をするとともに、第7条の休息時間に係る規定を削除し、

第14条の特別休暇に規定する夏季休暇を原則として「連続する3日」から「8日」とする改正をしたいものでございます。夏季休暇につきましては、昨年度は秩父市と同様に条例で定める3日のほかに、職務専念義務の免除により7月から10月までの間に5日取得できるようにしておりました。職務専念義務の免除による休暇の付与につきましては、県から好ましくなく条例化をするように指摘をされていることもあり、条例に規定する特別休暇として定めることとしたものでございます。秩父市におきましても、本年3月の議会定例会において夏季休暇を8日とする条例の一部改正を行っております。

なお、本条例の公布は、6月1日としたいものでございます。

以上で議案第10号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 2点ほど伺います。1点であります。先ほど説明ありました、この休憩時間についてであります。休憩時間をなくして勤務時間を明確にするということでありました。この休憩時間をなくした理由についての説明が1点であります。

2番目であります。いわゆる夏季休暇、これは秩父市と同様に特別休暇3日と職専免5日という形で運用していましたということで、これに対して県からの好ましくない条例ということで、条例化を促されたということで、いろいろこの夏季休暇に対しては、それぞれの自治体においても与え方、与え方という言い方、ちょっと言葉が語弊があるかもわからないけれども、職員の元気回復のためにこのぐらいが必要だろうということで、職専免でやってきたところがあるというふうに思います。日数等についてのこの条例化が望ましい。ただ、日数等についてどうのこうのと、その経緯について説明していただければと思いますので、2点であります。よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 総務課長。

（黒沢敬三専門員兼総務課長登壇）

黒沢敬三専門員兼総務課長 10番、浅見議員の休憩時間をなくした理由についてのご質問についてお答えさせていただきます。

組合では、平成20年の人事院勧告に準じまして、平成21年4月から1日当たりの勤務時間の割り振りを8時間から7時間45分に改めており、その際に休憩時間を原則として廃止してございます。第7条の規定には、この改正当時、消防の交代制勤務者においては、休憩時間と休憩時間を組み合わせた勤務であったことから、休息に係る例外として規定されたものでございますが、勤務時間の割り振り等見直し、毎日勤務者と同様に休憩時間を廃止するものでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 管理課長。

(柳井戸直樹事務局次長兼管理課長登壇)

柳井戸直樹事務局次長兼管理課長 それでは、ただいまの背景というところを説明させていただきます。組合の人事、給与等の制度につきましては、秩父市に準拠しております。秩父市では、埼玉県企画財政部市町村課により給与実態調査、これヒアリングを毎年組合のほうも受けておるのですが、この際に国の指導もあり、勤務条件に関しまして夏季休暇を職務専念義務の免除、要するに一般的には職専免と言っておりますが、で与えるのではなく条例化するよう、ここ数年口頭で指摘を受けているとのことでございます。このことから先ほども説明いたしましたが、秩父市においては本年3月、夏季休暇を8日とする改正を行っているものでございます。

それから、日数の8日にした経緯でございますが、平成24年から先ほど説明したように3日の休暇、それから5日の職務専念義務ということで対応しておりますので、それを踏襲させていただいて8日にさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 浅見議員よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

(「なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長（四方田 実議員） 総員起立であります。

よって、議案第10号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） 次に、議案第11号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 議案第11号 令和2年度秩父広域市町村圏組合一般会計補正予算（第1回）につきましてご説明申し上げます。

本補正は、議案第13号で上程いたします消防救急デジタル無線設備整備事業の入札談合に係る損害賠償請求の訴えの提起をするに当たり、裁判申立て及び弁護士費用の予算を計上したものでございます。

補正予算書の6、7ページをお開きください。歳出補正として第5款消防費、第1日常備消防費を202万2,000円増額し、補正後の額を18億491万8,000円としたいものでございます。補正額の内訳は、第11節役務費の申立て手数料10万1,000円、第12節委託料の弁護士委託料192万1,000円となります。申立て手数料及び弁護士委託料は、損害賠償請求額を2,640万3,300円とし、民事訴訟費用等に関する法律に規定される申立て手数料と弁護士からの見積りによる着手金の額を計上したものでございます。

第8款予備費は、常備消防費の歳出補正額と同額の202万2,000円を減額するものでございます。このことから歳出予算の補正前、補正後の額は、同額となります。

なお、損害賠償請求額の算定及び委任弁護士につきましては、この後の訴えの提起の中で説明をさせていただきます。

以上で議案第11号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。1点だけなのですが、常備消防費でこの弁護士費用と手数料出すのですけれども、総務費でなかった理由というのを教えていただければと思います。もし賠償もらった場合は、これ消防のほうにお金が入るのか、また全体のところにお金が入って、消防は消防として年度の予算を計上して、必要な業務に対する予算を予算化するわけであって、その戻ってくるのは、消防費、常備消防費のほうに戻ってこないのではないかというふうに勝手に想像するところなのですが、訴訟費というのは総務費でない理由を教えてください。

議長（四方田 実議員） 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 ただいまの黒澤議員のほうからの歳出費目の関係でございますけれども、これにつきましては、今議員のほうからもお話ありましたように支出が常備消防費のほうからやはり出て

おりますので、その損害につきましては、そこに戻す形を考えております。最終的には今回の弁護士費用も、その損害賠償請求の額の中に入ってきますので、そういった意味からもこちらのほうで計上して、そこにまた戻るような形で計上させていただきます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 常備消防費の中の弁護士の委託料の件ですが、先日全員協議会でいただいた、この訴えの提起についてということで、昨年12月20日に談合事件に詳しい弁護士の指導が重要であるため、あさひ法律事務所弁護士と委託契約を締結という形で、まず説明がありました。訴えの提起について、昨年12月に委託契約を結んだのですが、この執行となるのが今回のこの令和2年度の予算となるのか、そここのところの整合性について説明していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 10番、浅見議員の訴えの提起の中での令和元年12月20日のあさひ法律事務所弁護士との委託契約の締結についてのご質問でございますが、議員のご指摘である令和元年12月20日におけるあさひ法律事務所弁護士との契約は、委託契約ではなく、記載では委任となっております。この委任契約は、当組合の代理人として訴訟準備のために裁判所の資料等の閲覧を弁護士に委任するために契約したものでございます。この契約により発生する費用は、今後代理人弁護士と、議会の議決を経まして契約する場合に業務委託契約の費用に含まれるものとして協議済みでございます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

議長（四方田 実議員） 総員起立であります。

よって、議案第11号は原案のとおり可決しました。

○議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（四方田 実議員） 次に、議案第12号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 議案第12号 工事請負契約の締結についてご説明させていただきます。

この議案は、消防防災拠点施設整備事業の工事請負契約の締結について、秩父広域市町村圏組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

本契約の目的でございます消防防災拠点施設整備工事ですが、消防本部、署だけでなく、消防団や自主防災組織等の訓練機能を任せ持つ訓練施設を、秩父市下宮地町5210番ほか21筆の秩父消防本部庁舎敷地に2棟建設するものでございます。建設する消防防災拠点施設の構造は、A棟は5階建て、建築面積113.48平方メートル、延べ床面積422.48平方メートル、鉄筋コンクリート造、高さ18.35メートルで、1階、研修室、2階、更衣室、3階から5階は訓練スペースとなっております。B棟は3階建て、建築面積108.46平方メートル、延べ床面積247.26平方メートル、鉄筋コンクリート造、高さ11.7メートル、1階、資機材倉庫及び車庫、2階、備蓄庫、3階訓練スペースとなっております。この消防防災拠点施設は、消防現場活動における安全管理の充実や防災に関する訓練や体験を通して、防火・防災教育を目的として末永く活用してまいりたいと考えております。

この建設工事につきましては、令和2年4月23日に条件付き一般競争入札を実施しましたところ、企業体2社が入札に参加いたしまして、守屋八潮・黒沢特定建設工事共同企業体が2億1,700万円で落札いたしました。これに消費税及び地方消費税として10%の2,170万円を加えました2億3,870万円が工事請負金額となります。

議案第12号参考資料の消防防災拠点施設整備工事入札結果概要にも記載してございますが、入札率は95.48%でございました。

以上で議案第12号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。本消防防災拠点施設の概要についてですけれども、先ほど説明の中で消防団とか自主防災組織、自主防災組織って地域にある防災組織だと思うのですけれども、それらが防火・防災の教育をしていく、訓練をしていく旨の説明があったわけなのですけれども、これまでもやってこられたのだと思うのですけれども、この施設を造ることによって、こういった形でこの防火・防災教育をやっていこうというふうに考えているのか。これまでも会議室とかいう形で、消防署の中で4階に会議室があって、いろいろな訓練されて、防火教育なんかされてきたのだと思うのですけれども、改めてこの拠点整備をするということになりますと、そういったことに今後力を入れていくのかなというふうなことは想像ができるわけなのですけれども、具体的にどういふふうな形で使っていくのか。もう少し教えていただければと思います。

議長（四方田 実議員） 警防課長。

（千島史久専門員兼警防課長登壇）

千島史久専門員兼警防課長 3番、黒澤議員の消防職員以外に、この施設において訓練する可能性と具体的な使い方についての質問にお答えさせていただきます。

本施設は、消防本部、署及び消防団やそのほかの防災機関の活用を目的に整備するものでございます。消防本部、署以外に活用される訓練として想定されるものは、消防団による消火活動訓練等や自主防災組織等の防災機関による施設の整備や設置された器具による消火訓練や避難訓練、初期消火から避難までの一連の行動を体験していただくなどの体験的研修を想定しております。消防本部では、少年消防クラブのイベントや学校授業における職場体験等も協力実施しているところから、様々な場面の活用が期待されております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 3番、黒澤秀之議員、よろしいですか。

3番（黒澤秀之議員） 再質問させていただきます。初期消火とかいろいろな防災、有事の際の教育をやっていくということなのですけれども、箱物ができても、その後、この施設的には中身が伴わないと意味がないと思うのですけれども、今後の話としまして、箱物を造った後にいろいろな防災、初期消火とかいろいろな機器が必要になってくるのかと思うのですけれども、そういったものも今後予算計上されていくものなのか、この拠点整備をすればもう全て、そういった教育の資材も含めて可能になるのかどうかを教えてください。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 3番、黒澤議員の今後の予算についてのご質問でございますが、消防防災拠点施設

につきましては、本体の工事、外構工事についての整備について予算計上させていただいたものでございます。

なお、この施設につきましては、自衛消防訓練等で使っております水消火器とか、そういうものにつきましては予算計上させていただいておりますが、今後この防災拠点施設を使用するに当たって、使用規程等作成する予定になっております。その規程におきまして、より有効な活用をするという場面につきましては、必要があれば今後予算計上する可能性はありますけれども、現状では本予算において、この工事が完了するということで考えております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしゅうございますか。

16番、出浦正夫議員。

16番（出浦正夫議員） 16番、出浦です。黒澤議員の質問で大体は分かったのですが、今までの訓練は非常に立派にやっただいていて成果を上げているというように思うのですが、この設備ができることによって新たに、例えばこういう訓練ができるようになるとか、こういう機能が強まるのだとかという、もう少し具体的に教えていただきたいというのが1点です。

もう一点は、地域消防団の話があったのですが、それぞれの地域の消防団は、分署のご指導もいただいて消防活動だとか訓練などもしているのですが、分署との関わりはどのようなふうになるのか、そこのところをお願いします。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

この消防防災拠点施設につきましては、現在地震や局地的な豪雨が多く発生していますが、その中で自助、共助というような言葉のとおり、常備消防には限界があります。そのような中で消防本部、署に特化した施設ということではなく、消防団や防災機関の皆様がこの施設を活用していただくより効果的な施設として整備いたします。具体的にはこの施設に研修室が1階にあります。体を使う訓練だけではなく、防災教育という形の中でプロジェクター等使った、研修と体験で地域住民の皆さんに防災に対する教育をしていきたいという考えでございます。

それと、分署とこの施設の関係ということですが、現在安全管理上なかなか放水訓練、建物に対する放水訓練ができないような実情があります。実際の消防訓練施設を造りまして、消防団の皆様が実体験、自分で放水を建物にするということは、非常に現場活動として重要なことでございます。そういう意味でこの施設、分署での研修は研修として、実際に建物に対して放水をするような、そういう訓練をする機会を設けるために整備したい、行っていきたいという考えでございます。

以上であります。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 3点ほどよろしくお願ひいたします。1つは、予定価格についてであります。設計金額についてであります。こういう大きな工事になると委託設計で上がってきたものと考えます。これに対して、成果品に対して、消防本部でいわゆる精査し見直したところがあるかどうか、単価の入れ替えだとか、そういうことをやったかどうかという点が、1点であります。

2番目でありまして、最低制限価格の設定についてでありまして、最低制限価格はどんなものに基づいて設定されているかが、2点目であります。

3点目でありまして、今回の工事は制限付き一般競争入札ということでありまして。どんな制限を設定したのか。結果として手を挙げてきたのが2者だったか、この2者の特定建設工事共同企業体だったのかということについても説明をよろしくお願ひいたします。

議長（四方田 実議員） 警防課長。

（千島史久専門員兼警防課長登壇）

千島史久専門員兼警防課長 10番、浅見議員の成果品に対しての消防本部で精査し、見直しについてのご質問にお答えさせていただきます。

消防防災拠点施設設計業務委託に伴う成果品に対しての見直しはございません。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 事務局長。

（富田豊彦事務局長登壇）

富田豊彦事務局長 それでは、私のほうから2点目と3点目のご質問に答弁させていただきます。

まず、最低制限価格についてでございますけれども、これにつきましては、埼玉県が発注する建設工事の最低制限価格の算出方法に準じまして予定価格の算出の基礎となった設計額に、それぞれの算定率を乗じて得た合計額により算定しているというものでございます。

最低制限価格につきましては、組合が発注する建設工事の一般競争入札及び指名競争入札、建設工事に係る設計、調査、測量業務委託の一般競争入札及び指名競争入札に設定しておりまして、今年度からは建設工事における一般競争入札には、変動型最低制限価格を試行的に導入しております。この消防防災拠点施設整備工事につきましては、変動型最低制限価格を設定し、設計額に算定率を乗じて得た額の合計額を最低制限基準額といたしまして、これに電子入札システムで自動的に算出されるランダム係数を乗じて得た額に100分の110を乗じて最低制限価格としたものでございます。

なお、変動型最低制限価格及び最低制限価格の算出方法につきましては、令和2年度秩父広域市町村圏組合入札契約制度についてとして、組合のホームページのほうにも掲載をし、周知を図っているところでございます。

次に、制限付き一般競争入札の制限の内容についてでございますけれども、本入札に当たりまし

ては、地方自治法施行令第167条の5及び167条の5の2の規定によりまして、入札に参加する者に必要な資格を定め制限付き一般競争入札といたしました。まず、本入札は、入札参加形態を特定建設工事共同企業体とし、構成員の数を2者または3者、特定建設工事共同企業体の自主結成で、最小限度出資比率を、2者の場合は30%以上、3社の場合は20%以上といたしました。また、入札に参加する者に必要な資格、条件といたしましては、建設業法で定める建設工事種類が建築工事一式で、経営事項審査結果に係る総合評定値、いわゆる格付が特定建設工事共同企業体の代表構成員を850点以上、代表構成員以外の構成員を750点以上とし、圏域内に本店、支店、または営業所を有する者であることとさせていただきます。以上の資格条件を付した結果、条件を満たす業者が、850点以上が3者、750点以上850点未満が5者あり、この中で結成した2特定建設工事共同企業体から応札があったというものでございます。

なお、本入札における必要な資格、条件等は、公告として公示をさせていただきます。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） 10番、浅見裕彦議員。

10番（浅見裕彦議員） 1点再質問します。設計金額に対して、委託設計に基づいたものに、成果品について審査はしないということですが、業務単価であるとか、あるいは物の単価とかというところは、4月1日で変わるというところがあったりしながら、そういう点で中身を、出てきたものそのままではなくて、単価入れ替え等はあるのではないかという想定のもとで、これを質問したわけなのですけれども、そういうことを特に今回は変わったところはないからこのままということであるかどうかについて、再度よろしく願いいたします。

議長（四方田 実議員） 消防署長。

（小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長登壇）

小茂田 浩消防本部次長兼危機防災管理監兼消防署長 浅見議員のご質問についてお答えいたします。

単価につきましては、最も新しいものを使っていただくというお約束の下に算定いただきました。当初算定したものはございましたが、この時点で最新単価での算定となっております。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(四方田 実議員) 総員起立であります。

よって、議案第12号は原案のとおり可決することに決しました。

○議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(四方田 実議員) 次に、議案第13号を議題といたします。

当局に説明を求めます。

消防長。

(町田 進消防長登壇)

町田 進消防長 議案第13号 訴えの提起につきましてご説明申し上げます。

この議案は、消防救急デジタル無線談合に係る訴訟を起こすため、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を得る必要があるため提案するものでございます。

消防救急デジタル無線談合につきましては、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令、また株式会社富士通ゼネラルが提起した取消訴訟に関わる資料を精査した結果、本組合の消防救急デジタル無線設備整備事業において、不当に競争を制限し公正な価格の入札を妨げたものと判断して、令和2年1月17日に、本件契約に適用された秩父広域市町村圏組合工事請負契約約款第45条の2第1項及び第2項の規定を根拠に、株式会社富士通ゼネラル、日本電気株式会社、沖電気工業株式会社、株式会社日立国際電気、日本無線株式会社、パシフィックシステム株式会社、扶桑電通株式会社の7者に対し、同条所定の違約金に相当する額の損害賠償を請求しましたが、これらの7者は損害賠償金の請求には応じませんでした。代理人弁護士の見解として、本請求により民法上の時効は、令和2年7月20日が時効と判断するため、同日前に損害賠償金の支払い等を求める民事損害賠償請求訴訟を起こしたいものでございます。

訴えの相手方としましては、この議案に掲載いたしました7者でございます。

請求の要旨といたしましては、裁判実務上から談合によって締結された損害額を、談合がなけれ

ば指名業者間の公正な競争を経て形成された契約金と現実の契約金額の差額相当額とし、具体的には本件契約の落札率と談合の対象外の同種の案件の落札率平均との差を基に算定をいたしました2,640万3,300円の損害賠償金、さらに弁護士費用、また遅延損害金。この遅延損害金は、工事請負代金支払い日から損害賠償金の支払い日までの日数に応じまして、民法上年5%の割合で計算した金額としたものでございます。

訴訟遂行の方針といたしましては、第一審判決の結果、必要がある場合は、さらに上訴してまいりたいというものでございます。

なお、本件に関する取扱いでございますが、これらの訴訟に関わる手続等につきましては、その一切の業務を代理人弁護士に委任して進めたいと存じます。代理人弁護士につきましては、東京都千代田区丸の内2丁目1番1号、あさひ法律事務所、弁護士、鯉沼希朱に委託させていただきました。

以上で議案第13号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議長（四方田 実議員） 以上で説明が終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

3番、黒澤秀之議員。

3番（黒澤秀之議員） 3番、黒澤です。2点ほどお伺いさせていただきます。今までの経緯を含めて訴訟を起こしているよということですが、もとは全体的な公取、それから談合問題が明るみに出て、総務省消防庁から各都道府県に対して通達があったということでありますので、全国の自治体が、この消防デジタル無線というのは導入をした時期がほぼ同じ状態ではないかというふうに思うのですけれども、となりますと相当数の訴えがこの7者にあるのではないかというふうに想像ができるわけでありまして、現在この7者に対して係争中の事例がどのくらいあるのか、教えていただければと思います。

そして、決着がつかなければ上告をしていきますよという話がありましたけれども、今後の大まかなスケジュールがあれば教えていただければと思います。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 3番、黒澤議員の議案第13号 訴えの提起について、全国自治体のうち多数発注していることから、この7者に対しての係争中の事案どのくらいあるかというご質問についてお答えいたします。

消防救急デジタル無線機器導入のための同整備事業について、5者が談合したとして、公正取引委員会が排除措置命令の対象として認定した消防本部の事業が249事業ございます。当消防本部において、本談合事案による係争中の事案について把握しておりますのは、訴訟提訴5件、訴えの提起の議決を得ていますのが8件でございます。それ以外に埼玉県訴訟準備等の消防本部が5消防

本部、他県の消防本部で訴訟準備等に関する情報交換を行っている消防本部が6消防本部ございます。

なお、入札に関わった2者、扶桑電通株式会社につきましては、株式会社富士通ゼネラルの代理店であり全国的な事業を行っているため、談合の実態やその係争関係についてはどのような状況であるかは把握しておりません。また、パシフィックシステム株式会社につきましては、株式会社富士通ゼネラルの代理店ではありますが、当消防本部の消防救急デジタル無線談合1件の提訴被告であるという認識をしております。

なお、今後のスケジュールでございますが、現時点でお話しできるという点につきましては、代理人弁護士の民法上の時効が本年7月20日と判断されているため、議会の議決後から時効までの期間に提訴する想定をしているということでご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

11番、林豊議員。

11番（林 豊議員） 1点お聞きしておきたいことがありますのでお願いいたします。訴訟代理人として認定された弁護士事務所なり弁護士なのですが、恐らく事前にこの組合で何らかの形でお世話になっているところかなと想像できるのですが、選定された理由なりありましたら教えてください。

議長（四方田 実議員） 消防長。

（町田 進消防長登壇）

町田 進消防長 林議員の弁護士選定の理由というところについてお答えさせていただきます。

このあさひ法律事務所の弁護士につきましては、以前クリーンセンターの談合事件のときに担当していただきました弁護士となります。

以上でございます。

議長（四方田 実議員） よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

（「なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 質疑なしと認めます。

以上で議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案については、会議規則第36条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

議長（四方田 実議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

(「なし」と言う人あり)

議長(四方田 実議員) 討論なしと認めます。

以上で討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり、これを可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

議長(四方田 実議員) 総員起立であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

○閉会の宣告

議長(四方田 実議員) 以上で今期臨時会の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして秩父広域市町村圏組合議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時12分

会議の経過を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年5月29日

議 長 四 方 田 実

副 議 長 黒 澤 秀 之

署名議員 林 豊

署名議員 新 井 利 朗

署名議員 染 野 光 谷